

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第19回 議事概要

1 日時：平成19年7月12日（木） 17：20～18：40

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、稲葉 悠、植井 理行、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、田村 和人、田胡 修一、土井美和子、長田 三紀、生野 秀年、福田 俊男、堀 義貴
（以上22名）

（2）オブザーバー

川瀬 真（文化庁）、菊池 尚人（慶應義塾大学）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、杉原 佳堯（インテル株式会社）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、中村 吉二（社団法人日本音楽事業者協会）、畑中 康作（インテル株式会社）、松岡 達雄（日本電信電話株式会社）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（株式会社三菱総合研究所）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室長

（4）総務省

小笠原情報通信政策局長、中田政策統括官、河内官房審議官、今林総務課長、鈴木総合政策課長、秋本情報通信政策課超、吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、藤島地域放送課長

4 議題

（1）骨子案検討

- 小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料1に基づき、第4次中間答申（案）の骨格と提言の方向性につき説明。
- 村井主査より、資料1に基づき、第4次中間答申（案）につき説明。
- 権利者は権利の保護と利用者利便の確保という、相反する事柄を同時に満たす解を求め、妥協できる最大限の着地点を模索してきた。それは消費者も全く同じだと思うが、JEITAはEPNを主張するばかりで、今回の結論を得るための議論にほとんど参加していなかったように思う。しかし、権利者と消費者の間で見出すべき着地点については、双方が直接向き合って努力することにより、今回見出すことができたとも解釈でき

る。今回の成果が、今後このようなコンフリクトを解決していく上で、一つの大きな一歩となっていくことを心から願ってやまない。

- 今回の、COG+n回という方向性が示された後、文化審議会の私的録音録画小委員会において、録画補償金制度の廃止を主張する等、あたかも本検討委員会の合意の成立を壊そうとするかのような動きをJ E I T Aがとり続けてきた点は、極めて遺憾である。
- 3回プラス1個の4個のコピーという実演家としてのかねてよりの主張は本日をもって変わることはないが、第14回委員会において表明したとおり、ここで得られる結論がどの当事者にとっても痛みを伴うものであることを理解しており、その意味で今回、主査にお預けしていた回数に関する結論については承っておくものとし、本検討委員会の成果をここで壊すようなつもりはない。技術の進歩や変化、多様化ということで恒久的なものではないという点を考えあわせると、暫定的な解ということにもなると思うが、10回という回数については、本検討委員会における成果として、尊重したい。
- 実演家として、今回の譲歩が可能になった前提には、あくまでも現行の私的録音録画補償金制度の存在がある。もし、今後この制度そのものが存続しなくなる、あるいは今回のコピーワンスの緩和を何ら反映しないようなものとなった場合には、いついかなる時点においても、補償金制度による成果の還元を前提としないn回について、再度検討する場を設けていただく立場を留保する。今回のコピーワンスの緩和によって懸念される海賊版の横行が現実のものになる等、この緩和に端を発する状況が大きく変化したような場合にも全く同様。そのような状況を防ぐために、関係各位並びに行政において周知徹底、監視と注視の努力を行っていただくことが重要であると考えている。
- 音楽事業者協会という事業者の団体から一言申し上げる。そもそも知財立国を目指すという国の方針が打ち出されているにもかかわらず、この検討委員会では、コピー回数が緩和され、実演家の権利が制限されると、あたかもコンテンツが流通するかのような形で物事が進んでいったことは非常に残念。放送をはじめとした様々なコンテンツをどのように利用するかビジョンが一切語られず、テレビ番組の流通だけが知財立国になるための唯一の武器であるかのように語られたことは、非常に違和感がある。
- 日本のエンターテインメント業界は、著作権法などの国際条約に基づきながらも、欧米諸国とは似て非なる成り立ちを経て、まさにジャパンモデルというオリジナルのビジネスモデルでここまで成長してきたにもかかわらず、欧米の仕組みに屈しろとするところに何らベンチャースピリットを感じない。エンターテインメントは、数や品質やプライスダウンで売上を上げている訳ではない。韓国、中国をはじめとした、アジア地域のエンターテインメント業界では、日本の独創的なビジネスモデルについて参考にしたいという希望もある。残念ながら、そのことにお気づきの有識者が日本において皆無であ

る状況が、今日のブロードバンドにより世界がネットワーク化された中で、日本のコンテンツ事業が抜け出せない大きな要因である。

- 未だに権利者の権利処理の煩雑さが、コンテンツの流通を阻害しているかのごとく語られている中で、補償金の問題等、違法コピーに対する法律的なエンフォースメントが宙ぶらりなまま、コピー回数だけが先行して提示されたことは、日本のエンターテインメント産業にとっては非常に悲しい限りである。我々コンテンツ制作のクリエイター等、実演家の置かれている現状は、必ずしも将来の日本が知財大国になることができるような状況ではないということを、何度も警鐘を鳴らしてきたつもりである。番組制作会社も、民法テレビ局も同様に、将来に対して、おぼろげな不安を感じている。
- 海賊版・海賊業者という言葉はデジタル時代には過去のものになるということを、ユーザーの方々に申し上げたい。記録メディアの販売・頒布に対する透かしを利用した織りをした防止策の話があったが、デジタル機器を自在に操ることができる若年層において、旧来の海賊業者すら困るぐらいの規模で、違法コンテンツの流通が増大あるいは進歩していることは忘れていただきたい。海賊版は一部の不屈き者による愚行ではなく、誰しもが行い得る行為だということをよく認識していただきたい。このような行為が産業に与える影響は、必ずユーザーにも影響を及ぼすと想像できる。ソフトの値段が上がるのか、あるいは場合によっては会社が立ち行かなくなる等、広く国民が負担するようになることだけは何としても避けなければいけない。
- 10回という回数がによって映画産業のビジネスモデルも再考せざるを得ない。テレビ局の収益にどのような影響をもたらすのか、タレントのギャランティーにどのような影響を及ぼすのかが想像できない。今回の10回という制限は、コピーする権利が与えられた訳でも、頒布権が与えられた訳でもない。暫定的であっても、今回の回数は我々にとって到底納得できるものではないが、この話は聞き置くことにする。その代わりに、いずれは技術的なことも含めて3プラス1という、従来から我々が主張してきた案に向かって、さらに話し合いを続けていけるような場を引き続き提供していただきたい。
- 透かしを利用した防止策については、透かしの入った番組コンテンツがネット販売で流通しないように、例えばプロバイダーは出品するユーザーに警告をすること、ユーザーも透かしの入った番組を販売したら厳罰となること、あるいは購入者が透かしの入った番組を知っていて購入することが罪になる等、場合によっては、そのようなことを通報する義務があることを、初期段階の自衛策として、放送事業者、ユーザーにも前向きに検討していただきたい。
- 映画の著作権者としては、地上波デジタル放送における複製回数制限の受忍限度を1回2個と申し上げた。本日の9回10個という、かけ離れた提案には驚いているのが正

直な所。著作物の保護を第一義的に考慮していただいているのか、疑念もある。現在では映像といえども、家庭ではDVD、次世代DVD等の記録媒体によるタイムシフト視聴、また携帯電話やiPod、PSP等のゲーム機等のポータブルデバイスでの視聴が常態化しているのは確かだと思う。しかし、コピーネバーを原則とする映画コンテンツが権利者の手を離れて、それら複数のメディアに複製されるのは非常に遺憾。それから、海賊版の違法流通の可能性も含めて、複製を根幹とするワンソース・マルチユースのビジネスモデル、映画のビジネスモデル、これが阻害されるのではないかという危機感もある。

- 半年以上にわたり、委員の皆様と真摯に協議を続けてきた結果としてのCOGプラス複製回数制限という方式については納得しているが、9回10個という具体的な数字については受け入れがたいということにご理解いただきたい。しかし、今この席を蹴って、この場を退出するようなことをするつもりはない。映画界の苦悩ともいえるこの微妙なニュアンスを、ぜひご認識、汲み取っていただいた上で、第4次中間答申に反映していただきたい。
- 消費者は、アナログ停波、地デジ移行の中で様々な不都合を受け入れている。録画のやり方が変わること、10回にせよコピーの制約が加わること、レガシーの機器に関してはあきらめなければいけないこと等々があり、相当の譲歩であるため消費者にもそれなりの説明が立場的に必要だと考えており、10回という回数制限に関しては、受け入れて説明を行っていききたい。
- 権利者団体の方々からのご意見にもあったように、違法な無料着うたダウンロードを多くの中学生、高校生が利用するように、悪気のない人間を犯罪者にしてしまう可能性があるとのこと。あるいは普通の人々が違法性の認識が希薄なまま、複製を行うケースも多いとのこと。善意の消費者が知らずにやってしまう懸念があるのであれば、消費者の立場としても、できることは連携し、協力していきたい。例えば、日本消費者協会など消費者教育に携わる消費者教育機関にも積極的に協力を求める働きかけをしていきたい。それから、メディアリテラシーという意味からも、消費者教育の中でも当然このようなことは取り上げられてくるので、消費者教育学会にも協力を求めたい。今まさに法教育、メディア教育等をどのようにやっていくのかが大変大きな課題になっている。現場の学校の先生方も関心を持ち、総合学習の時間等いろいろな場を使って模索している所なので、そのような所と連携していくこともできると思う。メーカーも機器に色々な注意文言を付けたり、説明書に分かりやすく書くこともできると思う。総務省だけではなく、オール霞が関としても、この懸念に対してきちんと取り組んでいくことが必要だと思う。
- 消費者としては、なぜここで制限を受けなければならないのかというのが、元々の主

張であったが、権利者や放送事業者、メーカーの皆様のご意見を聞き、今はその制限を受け入れるというように考えている。

- 私共は、レガシーな機器が出るということをきちんと消費者に伝えなければいけない。2011年まであまり時間がない中で、着々と進んでいる所に1歩止まるという形になるので、的確な伝え方をしていかなければいけないと思う。また、権利者団体の方々と言われた懸念について、消費者基本法には知的財産権の適正な保護に対する配慮が消費者の役割として書き込まれており、国民生活審議会での消費者教育の体系化の中でも、知的財産権の保護は当然書き込まれている。学校や、また地域婦人会などは、地域の中での青少年の健全育成も、一つ大きな役割、目的として掲げているので、地上デジタル放送等を録画した場合にチャンネルのロゴが透かしでつくことは、非常に見分けやすいので、きちんと伝えていく努力をしていきたい。もちろん行政も、放送事業者も、権利者の皆様ともぜひ一緒にやらせていただければと思う。機械の使い方等においても誤解のないように、メーカーの皆様とも一緒にやっていきたいが、メーカーの皆様には、ぜひ利用者、使用者の使いやすい機器、分かりやすい機器の開発についてのご努力を一層お願いしたい。
- 長い検討の時間を経ても、委員会そのものの場では議論から合意をもって一つの結論を形成することができなかったが、そのような難しい状況の中で導き出された結論を尊重したい。今回の議論を振り返り、今後やはり真の意味での消費者の力、ユーザーの声の結集方法等を模索して、単に狭い意味での消費者の利益という視点だけでなく、物事のあるべき姿等、合理的な根拠ある制度を作るために、その検討の場に多くのユーザーの声、消費者の声を出していきたいという思いを強くしている。
- とりまとめを尊重し、2011年のデジタル放送まであと4年弱になっているので、円滑な移行に向けて可及的速やかに実施することを希望する。それから、市場が逆に混乱することがあっては何のためにやったのか分からないので、放送事業者様とも協力して、告知、正しい伝達等々についてぜひ前向きに協力していきたい。
- この場で視聴者の利便性の向上とともに、知財としての放送番組の権利が適切に保護され、良質な番組を継続的に制作、放送していくこと、これを両立することが大事であり、そのようなものに支障があっては本末転倒だと申し上げてきた。その観点から、今日、示された回数、個数は、ハード的な原因、メディアの不良等による失敗のバッファを含めた数字であるとしても、私的利用という言葉の範疇とするには多過ぎるのではないか。しかし、非常に長い時間をかけ、膨大な労力を費やして議論を重ねてきた訳であり、さらに今後も時間を空費するということは、許されない状況だろうと認識している。
- 第14回委員会の主査提案では、回数だけでなく、権利者への適正な対価を確保する

ということ、放送局のロゴが映った録画物が違法に流通していかないための啓蒙活動であるとか監視、あるいは摘発について、政府も消費者もメーカーの皆さんも、もちろん放送事業者も権利者の方も、一体となって違法流通の抑止に向けて取り組むということ、についても触れられていたということを非常に重く受けとめている。私的利用は便利になったが、海賊版が沢山出たということでは何をやっているのかわからないので、そういうことのないように、回数以外の部分をどう具体的に担保していくのかというのが、これから重要になると思っている。情報通信政策部会への報告に当たっては、回数の部分だけでなく、総合的な対策、パッケージとして取り扱っていくべきだということを経験していただきたい。

- コピー回数については、これまでの議論の過程で出てきた数値をはるかに超えるものであり、こんなに多いのかという印象を持っている。しかし、これまでどおり権利者、消費者、メーカーの方等、関係者の合意が得られるならば、放送事業者も積極的に改善に取り組んでいく立場に変わりはなく、こうした議論を踏まえ、主査提案は尊重されるべきということにも変わりはない。そうした中で、権利者の方々が苦渋に満ちた表現をされたことについては放送事業者として相当重く受けとめなければならないと考えている。
- 10回という大幅な緩和は、今後、コンテンツのあり方に不安を生じさせるのではないかと。例えば地上放送に対してのコンテンツの供給が鈍るのではないかと、あるいはもろもろの経費が高騰するのではないかと、漠然たる不安感といを持っている。仮にそうしたことが起きることであれば、地上放送の力が若干落ちるのみならず、結果的に消費者の不利益につながるのではないかと懸念を持っており、このような意見等も部会等に忖度していただきたい。
- コピー回数の決定により、映画をはじめとするコンテンツ産業が弱体化するということはあってはならず、そうなれば放送事業者も非常に不利益をこうむるであろうと思っている。さらに、コピー回数の大幅緩和が過多になることもあり、タイムシフトなどに伴う広告のスキップ視聴などが常態化すると、放送事業者のビジネスモデルに相当影響する可能性があり、基幹放送という位置づけが保っていけるかどうかということについて懸念している。
- 視聴者の私的録画の利便性は、当然尊重されるべきだが、コピー回数の大幅緩和による海賊版の増加や、放送番組の二次利用の促進は本当に加速されるのか、といったことについて若干懸念している。今回の決定は各委員が参加をして決めたものであり、その重みについては皆さんと共有できればと思っている。海賊版の防止については、各分野での協力というよりは、放送事業者自身、防いでいかなければならず、放送における主

体をどう考えていくのかというのは当然ながら今後も取り組んでいきたいと思っている。

- 今回の提案は、まず速やかに実施しなければいけない、まさに対症療法の部分の提案と受けとめている。しかし、副作用が出てきたときには、次のステップの検討をすべきということも示されている。既に、いわゆるキャッチアップTVサービスや、新しいウインドウなども出てきており、さらに家庭内ネットワークというものも提案されている。そこの放送波との関係や、あるいは他メディアとの関係において、やはり根本的な議論を今からでもしなければならぬと感じている。それをこの委員会でやるのか、他の場でやるのかはともかく、やはり速やかに開始すべきであるし、また、その際にはこの検討会が始まる際に消費者の方から指摘された議論の透明性を確保しながら進めるべきである。
- 長い議論のもとに、主査より裁定というような形の案が出たことに関しては歓迎したい。ここに参加している委員がもろ手を挙げて賛成しているわけではないが、特に権利団体からの非常に苦渋に満ちた発言にあるように、長い検討の中において、もうそろそろ結論を出さなければいけない、裁定案を尊重していかなければならない、ということについては共通認識ができていないのではないか。結論を先延ばしすればするほど不便を強いられる視聴者の数も増えるわけであり、この時点において結論を出し、暫定案として少しでも改善策というような形で先に進めていくということが非常に重要な時期に来ているということからも、今日1人も席を立たずに最後まで議論に参加しているということに関して、委員として誇りに思う。
- 今日の意見を踏まえ、大変重要なポイントは3つ。
 - ・ コンテンツに対する非常に高い尊重、クリエイターに対する適正な対価の確保
知財本部、文化審議会、経団連など、政府や公的な団体でコンテンツ大国の実現に向けた様々な検討が進められているが、すべての場でクリエイターに対する適切な対価を確保し、創造のインセンティブを維持することを共通の目的として、検討組織の役割に応じた具体策の提言に向けた議論が活発に行われている。当審議会における議論もそうしたコンテンツ大国の実現に向けた検討の一貫と考えており、中間答申に当たっては、共通の目的や考えに沿った具体策の提言を行っていきたい。また、他の検討の場に対しても、可能な限り早期の具体策の取りまとめを期待しており、呼びかけも含め、進めさせていただきたい。
 - ・ 不正コピー、海賊版対策
本日提案のルールは、善意の視聴者が私的に楽しむことを前提にしており、いわゆる海賊版の無断頒布・販売は論外である点を十分に周知させ、海賊版不正コピー行為を阻止しなければならない。デジタル放送には、各チャンネルを明示するマークが画

面上に示されており、そのマークがついた番組が不正に販売、アップロードされていた場合、その不正行為を止めることができるのかという検討や、不正行為をしてはならないという周知について、行政、消費者、放送事業者に協力、推進していただき、海賊版不正コピーに対する考え方を具体化していくことが大変重要。消費者委員からも、こうした活動への協力をしていただけるという話があったが、大変重要な課題であるため、中間答申において、周知の方法や必要性についても記載させていただきたい。

・ 提言ルールの性格

デジタルテクノロジーは多くの意味で新しい特徴を持っている。プロテクションについて一度ルールを定めたとしても、技術の急速な進歩により、予想していなかった影響が派生することもある。一方で、コンセンサスがあった場合に、技術の進歩が早いということと同義で、プロテクションのあり方を修正、是正し、新しい技術を組み立てていくことができる。今回のルールは暫定的だという指摘をいただいたが、デジタルテクノロジーは、常にそういった性格を持っている。行政を含め、議論に参加下さった関係者の方々は、技術、市場の状況、不正コピー等々の展開、完全デジタル化へ向けての事業、あるいは2次流通事業に対する影響を今後それぞれの立場でモニターしていただき、必要であればまたこの委員会で議論する。そして、ためらわずに新たなルールの提案を行うという態度も必要。そうした意味で、理解をいただけたのではないか。

○ 新しい次の世代が良いコンテンツを創るための一番貴重な見本が、今の放送コンテンツではないか。放送番組そのものや、放送番組を制作し、放送番組にかかわる方々の役割は非常に重要。次の世代に於いて最も大きな役割を担うのはコンテンツを創る人たちであり、ここでの論議が彼らに多大な影響を及ぼすという責任を実感した上で議論いただいているので、非常に深く、長時間の議論に大変感謝している。新しいクリエイターを目指す人達が、教育分野などにおいて、子供たちがよりよく学ぶための教材を作成するための素材として使えるような放送の中身についても、ぜひご配慮をお願いしたい。デジタル放送により、次の世代への良いマーケット、良い基盤がでてくることが大変重要ではないか。

○ 本日いただいた意見は可能な限り含め、情報通信政策部会に報告したい。中間答申案の作成に当たっても、可能な限り反映させた形で進めていく。

(2) 新規諮問事項について

○ 小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料8に基づき、「『コンテンツ競争力強化のための法制度』の在り方について」につき説明。

(3) 今後の検討スケジュール

- 小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料9に基づき今後の検討スケジュールにつき説明。

以上